「防犯協力の家」活動マニュアル (登録者用)



<流山市PTA連絡協議会> 令和4年度作成

<「防犯協力の家」の目的>

家庭、地域(商店、事務所等)、学校及び行政が一体となって、子どもや一般市民が事件に巻き込まれるのを防ぐため、「誘拐や暴力、痴漢」など何らかの被害にあった、または遭いそうになり助けを求めてきたときに保護するとともに警察、学校、家庭などへ連絡し、地域ぐるみで助けを求めてきた人の安全を守っていくボランティア活動です。

<活動の内容>

- ・犯罪等の被害に遭い、または遭いそうになって救助を求めてきた人の保護
- ・事件・事故の発生を認知したときの110番通報、学校への連絡

<プレートの掲示>

・お配りしたプレートは、ご家庭の門や玄関先、店舗入口等に掲示し、子ど もの目線の高さを考えて、見やすい場所に掲示してください。

万一、プレートが、破損、老朽化等した場合は、申込み手続きをした学校 へ連絡してください。

<活動上の留意事項>

- ・プライバシーを尊重し、秘密を守るようにお願いします。 駆け込んできた人が、顔見知りであっても、内容を安易に近所の人に話す ことのないよう注意してください。
- ・自分で犯人(不審者)に立ち向かうなど無理な活動はしないでください。
- ・プレートを掲示しているので外出してはいけないということはありません。日常生活の中でご協力ください。

<保険加入(お見舞金)>

・流山市 P T A 連絡協議会では、「防犯協力の家」の登録者が、活動遂行中 にケガをされたり、家屋等に損害をうけたりした場合にお見舞金をお支 払いする保険に加入しています。

ケガ等による、入・通院日数に応じたお見舞金、財物損壊の修理費の範囲 内でのお見舞金 (3万円上限)をお支払いする保険です。

万一、活動中にケガ等された場合は、登録手続きをした学校へ連絡してください。

助けを求めてきた場合の対応について

①まず自分が落ち着く

話しを聞く側があわてたり興奮したりしないよう、落ち着いて話を聞いてください。

- ②室内または安全な場所に保護する 建物内等に保護してください。
- ③落ち着かせる

「もう大丈夫」などとやさしく声をかけて落ち着かせてください。

④話を聞く

裏面の「聞き取りメモ」を利用して話を聞いてください。

<聞き取り時のポイントとして>

- ・静かな場所で話を聞く
- ・椅子にかけさせるなどして同じ目線で話す
- ・体調に気を配る(気分が悪くないか、けがをしてないか等)
- ・分かりやすくゆっくり話す (強い口調は控える)
- ・無理に答えを聞かない
- ※緊急の場合は110番通報しながら話を聞いてください

⑤110番通報する

「防犯協力の家」であることを告げ、あなたの住所、氏名(店名)等を伝え、聞き取り内容を話してください

⑥警察が到着するまで待つ

警察官が到着したら、指示に従ってください。

⑦学校に電話してください

登録手続きをした学校へ電話し「防犯協力の家」であることを告げ、あなたの住所、氏名(店名)等を伝えていただき、子ども等を保護した旨と聞き取りした内容を話してください。

なお、こどもの場合、保護者へは学校から連絡します。

また、子ども以外の場合でも電話をしてください。